

昭島市精神障害者訪問支援事業について

1 趣旨

未治療や医療中断等のため、地域社会での生活に困難を来している精神障害のある方に対し、医師等の専門職チームによる訪問型支援（病状の診たて、生活状況の確認、受診の勧奨等）を行うとともに、その後の地域生活への定着に向けた支援を継続的かつ計画的に実施する。

2 事業開始及び事業の形態

令和4年4月1日から1年間の委託契約とする。

3 支援対象者

- ・精神疾患が疑われている方で、医療機関での受診をしていない方
- ・精神疾患の治療を中断している方

4 支援期間

支援対象者が円滑に医療機関や障害者サービスによる安定的な支援に移行するまで都の間とし、概ね6カ月間を目安とするが、支援期間及び支援終了時期については、個々のケースに応じ、ケース・カンファレンス等で協議を行うものとする。

5 事業内容

(1) 訪問支援

支援対象者に対する病状の診たて、生活状況の確認、受診勧奨等

(2) 医療・福祉サービスの利用支援

(3) 関係機関による事例検討会への参加

(4) 事業評価の実施

(5) その他、地域生活の安定を図る上での支援

6 支援体制

委託先の精神科医師・看護師・精神保健福祉士等及び市の保健師による多職種による支援体制を構築する。

アウトリーチ事業のイメージ

在宅精神障害者の生活を、医療を含む多職種チームによる訪問で支える

